

香芝市教育委員会告示第4号

令和2年度の香芝市指定文化財について、香芝市文化財保護条例（平成5年条例第3号）第5条第1項の規定により、次の物件を指定する。

令和3年3月31日

香芝市教育委員会 教育長 村中 義男

香芝市指定第32号 狐井稲荷古墳子持勾玉

- (1) 種 別 有形文化財（考古資料）
- (2) 名 称 狐井稲荷古墳子持勾玉
- (3) 所在地 奈良県香芝市藤山一丁目17番17号 香芝市二上山博物館
- (4) 所有者の氏名 田中 茂男

香芝市指定第33号 狐井城山古墳子持勾玉

- (1) 種 別 有形文化財（考古資料）
- (2) 名 称 狐井城山古墳子持勾玉
- (3) 所在地 奈良県香芝市藤山一丁目17番17号 香芝市二上山博物館
- (4) 所有者の氏名 香芝市（教育委員会）

## 第2号様式

香芝市指定第32号

### 香芝市指定文化財指定書

種類 有形文化財（考古資料）

名称及び員数 狐井稻荷古墳子持勾玉 1個

#### 構造、形式その他の特徴

狐井稻荷古墳子持勾玉は、平成23年に同古墳の土地所有者が敷地内の後円部裾部想定地付近から採取されたもので、令和2年8月7日付で本市教育委員会に寄託を受けたものである。滑石製で、長さ13cm、幅10cm、重さ565gを測る。背部・胴部の子勾玉の先端部の一部を欠失するものの親勾玉は完形である。親勾玉の平面形状は、屈曲度の高いC字形を呈し、胴部の断面は楕円形を成す。背部に4個、側面左に3個、側面右に2個の子勾玉を付し、腹部に1個の台形状に山形に突出した子勾玉を付す。腹部の子勾玉と端部がほぼ一直線上に並び、全容は正方形に近い比率となることが特徴的である。子持勾玉は、形状から5世紀後半前後と推定され、全国的にみても最大級の大きさとなる。

狐井稻荷古墳は、狐井丘陵の北側、狐井城山古墳と谷間を介して北方約100mに位置する。古墳の墳丘の規模や形状、墳丘の主軸や埋葬施設等の詳細は不明であるが、東西方向に主軸をもつ全長75～80m前後の2～3段築成の前方後円墳と推定され、墳丘から出土した円筒埴輪や須恵器等から、狐井城山古墳に先行する5世紀後半前後の築造と推測される。

古墳時代の子持勾玉は、全国で約450例、奈良県内では約40例が知られており、大半は三輪山麓周辺に集中して分布する傾向がある。子持勾玉は、集落から出土する事例が多く、何らかの祀りに使われた祭祀具と推定されているが、個々の祭祀の対象や目的については不明なところが多い。

狐井稻荷古墳の子持勾玉は採集品であるが、同一丘陵上に連続して築造された、狐井城山古墳採集の子持勾玉とともに造墓・葬送儀礼等に関わる祭祀の時に使われた可能性が高く、古墳時代の祭祀を研究する上でも極めて貴重な資料である。

香芝市指定文化財保護条例第5条第1項又は同条第3項の規定により、上記文化財を香芝市指定文化財に指定する。

令和3年3月31日

香芝市教育委員会 印

所有者等	所有者等の住所	所在の場所	交付, 再交付又は変更年月日
田中 茂男	略	香芝市二上山博物館 (奈良県香芝市藤山 一丁目17番17号)	令和3年3月31日

#### 備考

- 1 次の場合は、この指定書を添えて所定様式にて速やかに教育委員会へ届けて下さい。
  - (1) 滅失、き損、亡失又は盗み取られたとき。
  - (2) 所有者等の氏名、名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。
  - (3) 所在の場所を変更したとき。
  - (4) 修理しようとするとき（教育委員会による勧告の場合を除く。）。
- 2 指定又は認定を解除されたときは、この指定書を速やかに教育委員会へ返付して下さい。

## 第2号様式

香芝市指定第33号

### 香芝市指定文化財指定書

種類 有形文化財（考古資料）

名称及び員数 狐井城山古墳子持勾玉 1個

#### 構造、形式その他の特徴

狐井城山古墳子持勾玉は、同古墳の土地所有者が昭和以前に古墳の南東側の周濠で採取されたものである。以後、同家に伝来したが、平成4年7月2日付けで本市教育委員会に寄贈を受けたものである。

滑石製で、長さ10cm、幅5.5cm、重さ116gを測る。背部・腹部の子勾玉の一部を欠失するものの親勾玉は完形である。親勾玉の平面形状は、緩やかなC字形を呈し、胴部の断面は扁平である。背部に2個、胴部の両側面に各2個、腹部にやや大形の子勾玉1個を削り出しているが、いずれも子勾玉は突起部のみを削り出した簡素化した形状であることから、退化した型式とみられる。形状から狐井稲荷古墳よりも明らかに後出する型式であり、6世紀前半前後と推定される。

狐井城山古墳は、狐井丘陵南側に築かれた後円部85～90m、前方部幅約110m、全長約140mの前方後円墳である。周囲には幅約18mの周濠と外堤が巡り、墳丘からは円筒埴輪片が採取されており、6世紀前半前後の築造と推定されている。

古墳時代の子持勾玉は、全国で数百例、奈良県内では数十例が知られており、県内の大半は三輪山麓周辺に集中して分布している。

子持勾玉は、集落から出土する事例が多く、何らかの祀りに使われた祭祀具と推定されているが、個々の祭祀の対象や目的については不明なところが多い。

狐井城山古墳の子持勾玉は採取資料であるが、同一丘陵上に連続して築造された、狐井稲荷古墳採取の子持勾玉とともに造墓・葬送儀礼等に関わる祭祀の時に使用された可能性が高く、古墳時代の祭祀を研究する上でも極めて貴重な資料である。

香芝市指定文化財保護条例第5条第1項又は同条第3項の規定により、上記文化財を香芝市指定文化財に指定する。

令和3年3月31日

香芝市教育委員会 印

所有者等	所有者等の住所	所在の場所	交付, 再交付又は変更年月日
香芝市 (教育委員会)	奈良県香芝市本 町 1397番地	香芝市二上山博物館 (奈良県香芝市藤山 一丁目17番17号)	令和3年3月31日

## 備考

- 1 次の場合は、この指定書を添えて所定様式にて速やかに教育委員会へ届けて下さい。
  - (1) 滅失、き損、亡失又は盗み取られたとき。
  - (2) 所有者等の氏名、名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。
  - (3) 所在の場所を変更したとき。
  - (4) 修理しようとするとき（教育委員会による勧告の場合を除く。）。
- 2 指定又は認定を解除されたときは、この指定書を速やかに教育委員会へ返付して下さい。